

平成 26 年度使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の  
引取り及び引渡し状況の公表について

平成 27 年 6 月 22 日  
経 済 産 業 大 臣  
環 境 大 臣

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）第 116 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センターより、平成 26 年度の使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し状況について報告があったので、同条第 2 項の規定に基づき、別添のとおりその内容を公表します。